

様式 3 (審査基準)

<p>法令名</p>	<p>私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号)</p>
<p>根拠条項</p>	<p>第 64 条第 6 項</p>
<p>申請に対する 許認可等の概要</p>	<p>学校法人及び準学校法人の組織変更の認可</p>
<p>審査基準</p>	<p>I 準学校法人から学校法人への組織変更の認可をする場合 準学校法人から学校法人への組織変更に係る認可については、私立学校法第 31 条第 1 項に基づく学校法人の寄附行為の認可 (学校の設置に伴う学校法人の設立に係る寄附行為の認可) に係る審査基準を準用して審査する。</p> <p>II 学校法人から準学校法人への組織変更の認可をする場合 学校法人から準学校法人への組織変更に係る認可については、私立学校法第 64 条第 5 項に基づく準学校法人の寄附行為の認可に係る審査基準を準用して審査する。</p>
<p>基準変更日</p>	